

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更とこれからの対応について

令和2年5月27日

住宅宿泊事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更と、これからの対応について事業者の方へ周知致します。ご確認お願い致します。

○5月25日に開催された第36回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「基本的対処方針」が変更され、関東の1都3県及び北海道の5都道県について、緊急事態宣言が解除されました。これにより、全国すべての都道府県で緊急事態宣言が解除されたこととなります。

○ただ、緊急事態宣言の解除後においても、感染拡大のリスクをゼロにすることはできないことから、変更された「基本的対処方針」においては、一定の移行期間を設け、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととされており、具体的には、概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、イベント等の開催制限、施設の使用制限の要請等について、段階的に緩和することとされています。

○また、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げに当たっては、「新しい生活様式^{※1}」の定着、3密回避や「人と人との距離の確保」、マスクの着用など基本的な感染対策の継続・徹底、感染拡大防止に向けた業種別ガイドライン^{※2}等の実践が必要となります。

※1 新しい生活様式

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

※2

業種別ガイドラインについて

https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200514.pdf